

令和5年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |    |     |             |
|-------|-----|----|-----|-------------|
| No. 4 | 13番 | 後藤 | 功君  | (P 55～P 69) |
| No. 5 | 2番  | 大竹 | 憂子君 | (P 70～P 75) |
| No. 6 | 8番  | 鈴木 | 勝久君 | (P 77～P 87) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	田部井吉行君	企画政策課長	関根隆君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	保坂真理		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、13番後藤功君の一般質問を許します。13番後藤功君。

◇13番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について

○13番（後藤 功君） 13番、一般質問をします。

改めましておはようございます。いつも私、朝一番というのはやったことないんですが、ちょっと順番ということで。

村長の政治姿勢ということでありますが、私、いつもこの質問要旨で質問しているわけですが、経済問題、主にやっておるわけでありまして。しつこいぐらいなんですけど、と申しますのは、結局、我々人間生活、生きていく上で何が一番根幹かと申し上げると、やはり経済問題、月、我々は幾ら稼いで幾ら支出して、そして、生活を組み立ててやっているわけですね。

この西郷村の運営について、やはり経済状況はどうなんだと、どういうふうな、そういう運営するに当たって、村民所得を上げて、暮らしをよくして、人々の生活全般に責任を持って運営してくのかという観点から、私はいつも申し上げているわけでありまして。その点について、今回また改めて質問したいと思います。

それで、今回の定例議会において、議案を見ますと、主立ったそういう経済政策ということが議案として上がっていないですね。ほとんどが国・県から下りてきた審議がほとんどだと。我々はどういうふうな、自分自身もこうやればいいのか、いろんな村民の意見、方々の意見もあります。しかし、西郷村の運営について、執行部側は何らそういうことについて具体的な、これをやりたい、今回はこうだと、今年度はこうだと、こういう政策によって村は発展するんだと、そういう方策があまり聞いていない。その点について、私は改めてどうなんだと。

今回、そういう経緯に至った村長の、いろんな計画というものは発表はされておるんですが、しかし、具体的にこの議会のたび、そういうことがないと、何ら前進はしていないんじゃないかと、その辺のおおよそのまず概要を村長から説明いただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 13番後藤議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、村長の政治姿勢ということでありました。

その前にまず、昨日は羽太小学校の児童が来ておりました。今日は川谷小学校の児童が来ているということで、大きな希望と夢を抱いている子どもたち、そのまなざしを見て、私個人として、政治家として、大人として、そして、この子どもたちをどう育てていくかということをおもひ至っている次第であります。政治家として、先ほども申し上げましたように、責任ある行動と今よりも少しでも前進、さらに大きく前進して、この次代を担う子どもたちにバトンタッチするのが私の責任で、大きな課題と実感しておる次第であります。そんな中で、まずご質問に答えたいと思います。

第2回定例議会に提出された議案書には、具体的な産業政策がないということでもありますけれども、村では第4次総合振興計画の後期基本計画において、目指すべき村の姿を捉え、実現に向けて3つの基本目標を掲げております。

村内における次世代産業が発展するとともに、企業が持つ技術力、開発力が高度化され、様々な分野で活用されるものづくりの村、企業や商店の活動が活発に行われるとともに、働く場所が確保され、やりがいを感じて働くことができる村、多様な働き方と働く機会の創出により、労働者がやりがいや豊かさを実感できる村という目標が、大きな視点での政策方針であります。

資材や燃料費の高騰などにより厳しい経営環境の中でも、持続可能な経営を実現し、村民が安心して生活できる村づくりを進めるため、令和5年度においても各産業振興施策を実施しております。

中小企業の経営安定化を目的として、金融機関を通じて融資する中小企業経営合理化資金制度、製造業向けの企業立地促進条例に基づく奨励金制度、さらには企業の雇用支援策として奨学金返還支援制度がございます。これら支援策以外にも事業者の皆様への経営支援を行うことと、西郷村商工会産業サポート白河と連携強化を図り、事業者のニーズに合った支援の実現を目指しております。

また、今年度より新規事業として、新型コロナウイルス、資材高騰などによる経営環境の悪化に対して、経営改善計画の策定を支援する、中小企業経営改善支援事業、アフターコロナなどの経営環境の大きな変化に柔軟に対応するため、新たな事業分野への展開や事業転換等の事業再構築、事業再興に向けた事業計画策定の際、専門家の支援を受けるための費用について補助する、中小企業課題解決アドバイザー活用支援事業の実施を予定しております。これらの事業を通じて、給付等による一時的な支援ではなく、様々な経営環境の変化にも対応できる強い企業づくりを支援してまいります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の再質問を許します。13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 答弁いただきましたが、今、学校の生徒さんが来て、ちょっとダブったんですけれども、何か先生に私、教科書どおり読んで聞かされたような気分になっています。

私は結局、政治は生きている現実の生活そのものも、あらゆるものの集合体でしょう。だから、学校の授業と同列とは思えませんが、そういうことじゃなくて、より具体的な生の、私は村長に就任してこういうことをやるんだと、ぜひとも、そして、具体化して、現実にもう踏み出すんだとか、そういう話を私は聞きたいわけです。その第4次総合計画、これはまだいい、今日昨日に始まったことじゃないですね。私も在籍、もう30年になりますが、最初の頃からそういうことをうたっている。何次計画とか、総合計画とかね。でも、そのままそういうふうにはなっていません。

ですから、やはり村長も替わるたびに新しいフレーズというか、そういうことで、私はこうこうやりたいとか言うわけでしょう。そして、我々はそのに期待をして、今度はどういうふうなビジョンでやるのかなと、そういうことなんです。それが、今回も具体的にそういうふうな議案として上がってこない、私ちょっときつく書きましたが、この質問要旨ね。仕事を一体やる気があるのかないかと。これ本当に端的に外形上そういうふうには評価すれば、そう言わざるを得ないと。これは会社経営だったら、結局結果を出さなければ、もう即生死に関わるわけでしょう。言うなれば潰れちゃう、従業員の給料も出せない。だから、そうなってくると今度は家庭も崩壊してもう生活ができないとか、そういうふうには必然的になってきますね。

しかしながら行政機関、こういう方面の世界では、何ら差し迫ったそういうことがないから安穩としている。職員の皆さんもみんな別に給料は変わらない、安心してもらえるんだと。そういうような、一つの私に言わせれば危機感がないんじゃないかと。もっとやはり理事者は真剣に、その辺、緊張感を持ってやってもらわないと困るんじゃないのと。できないものはできないかもしれないけれども、しかしながら、最大限の努力という、そういう足跡ぐらいいは残せるはずですよ。全然そういうのが今まで見られないというか。私のそういう見方が偏っているのかもしれないけれども。

でも、村長は厳然として、この前の選挙でも無競争というね、西郷村始まって以来、無競争なんていうのはなかったと、それぐらい対抗者がいなくて、村民に認められたということなんでしょう。しかしながら、じゃ、実際の仕事ぶりはどうなんだという、私はちょっと首をかしげざるを得ない。もっともっと、私は個人の好き嫌いで物事を言っているわけじゃないです。あくまでも政治は結果責任で、いい結果を出せばそれはそれなりに評価しなきゃならないし、そういう立場から私は言っているんですが、その辺がもう少し、高橋村政は、2期目になって、ですけれども、見られないと、一体どういうことなんだということなんです。

村長自身がそういうことに気づいていないならば、私からいろいろ、いろんな方向から申し上げますけれども、これはもう繰り返しになるんですが、前の議会、それから過去の議会において、いろんなこと、今回の老人ホームしかり、給食センターの立地しかり、拠点整備、いろんなことで申し上げてきました。そういう政策の一つ一つに実は、今言われたような、私が質問に上げたようなことが要因として挙げられるんじゃないかと。

村民の皆さん、ある程度考えている人は、なぜあそこにもう工事、着々と進んでい

るのに水を差すようで、今さら言ってもどうにもならないんですが、そういうこと一つとっても、どこにそういう老人ホームを造るんだとか、工場を立地するんだとか、これはひとえに執行部、村長の考え次第なんです。そういうことに対して、なぜ思いが、研究調査なりいろんな、有識者というか、経済人、いろんな考え方の英知を集めて政策を展開できないのかなど、議会の皆さんも、私も申し上げている、たびたびね。そういうことをやはり謙虚に、それは目的は一緒ですから、いかに冒頭で申し上げたような村民の所得向上、経済発展、あらゆることに対して、西郷村がもうそういうことで突き進んでいくんだという姿が見えないですね。その辺、もう一回どういうお考えなのかお聞きします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） たくさんのことを言われまして、ちょっとまとめて困ることがあるんですけども、まず、やる気があるかどうかということは、やる気は十分持っております。そんな中で、まず財政健全化、それは頭に入れながら村を動かすということでもあります。

また、経済問題いろいろありましたけれども、まずは村を前進させる、私3つのコンセプトを持っています。村を限りなく前進させる。そして、人口減少、いろんな課題がありますけれども、まず喫緊の課題は人口減少をどうするかということでありまして、それを村に呼び込む、移住定住に力を入れたいという、そのためには子育てから教育から健康、長寿、やりがい、防災からあらゆる観点を考慮しながら、選ばれる西郷村、そして誇れる西郷村、その3つを基本として村を進めていきたいという考えをしております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、3つのコンセプトとね。人口減少を歯止めるためにはどうするんだと、それも一つでしょうね。少子化のためのいろんな手当、それから、老人福祉、いろんなそういう民生について、それも確かに重要です。でも、政治の、各、国もそうです。全国1,800、2,000近い自治体がそういうことで今かんかんがくがく、どういう子育て政策をやるのかとか、いろんな問題に対して、今取り組んでいるんですね。

しかし、それは一つの部分であって、私はやはりより大きなそういう観点到立てば、それももちろん重要です。結果的にそうなっていくわけですから。しかし、もっと大きな政治の枠組みとして考えられないのかと。まして、西郷村なんていうのは、もう福島県でも最高の立地町村でしょう。高速交通体系にはもう本当に恵まれている。新幹線が走っている唯一の村、あるいは高速道路のインターチェンジが間近にあると。そういう最高な立地条件でありながら、なぜそうでない市町村の後塵を拝しているんだと。ここに私は問題点があると。

やっぱりそれは政治のかじ取り、村長のいかにそういう、気宇壮大とはいかないまでも、そういう大きな構想、ビジョンを持って取り組んでいるのかと。そもそもない人にはこれ言ったらって無駄なんですけど、少なくとも、村のトップである村長にはそう

いう大きな考え、枠組みから村政を考えていただきたいということなんです、私は。いろんな個々の、これ学校の問題にしる、いろんなあります、それは。これも全部そうでしょう。しかし、その枠組みだけで考えてはやはり解決できないんじゃないかと、私はそう思いますね。

具体的にどうのこうのって、今、村長あまり答えにならないんですが、だから、いつも私は言っているとおり、地政学的に西郷村、優位なんだと、そういう立地を生かしているのかということですね。企業立地でも何でも、そこに村が積極的に取り組んでいけば、これは動かないわけではないですよ。そういうことを具体的に見えていないですね。

これ、話また行政機構の一部になりますが、例えば、昨日も同僚議員が言っておられたけれども、産業振興課が前は商工観光課と農政課、それを1つにして機構改革をやった。しかし、その結果、商工方面がもう手薄になって人手不足だ、そういうことで弊害が起きていると。それはやはり村長の力の入れ方に問題があるんじゃないかと。そういうことを軽視しているから、そういうふうに集約して、それは、集約したおかげでより合理的な政策が取れるんじゃないかもしれないけれども、私はやはりもう少し専門的に、そういう商工業発展のためにはプロパーを育てて、そして積極的に取り組む、それが具体的な構造じゃないですか。

そういうことを一々見ると、どうも力を入れていないなというふうに私は判断するんです。その辺を今後どういうふうに、まずその問題、行政機構の問題なんですが、これも一つの問題ですから、この問題に今、私が申し上げたことに対してどういうふうに考えを持っているか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろんな考え方あると思います。西郷村、議員おっしゃるとおり、地政学からしても新幹線、東北自動車道、本当に有利な点、かなりあります。機構の話出ましたけれども、合理的に進めようということで、前回、産業振興課ということで、合理的な面を踏まえて統一したわけでありましてけれども、機構に関しては、やはり生き物でありますので、常にいろんな考え方、これが固定じゃなくて、議員がおっしゃることも頭に入れながら、組替えは必要かと思えます。新庁舎できますので、また、それに合わせた新しい機構も考えていきたいと考えておる次第であります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） これ、全部に、私、これ質問項目、集約して上げましたけれども、全部の問題なんですね。今、新庁舎の建設ね、一生懸命取り組んでいると。そこの中でいろいろ考えると。しかし、器が今度は大きくなったから、課を増やすんだと。これは誤解しないでください。私はあくまでもやはりコンパクトで、少数精鋭できちんとしたそういう体制で、あまり行政を膨らまさないで、最小限の経費で最大限の、そういう成果を出すというのは基本ですから。だから、器が今度はもう、役場の執務面積が倍になったから、じゃ、職員も倍に増やそうと、こうじゃないですからね。

その中であっても、スクラップ・アンド・ビルドで、大した今の時代に用をなさないんじゃないかと、全面否定はしませんが、しかしそういうことでめり張り、より行政のニーズの高いところにシフトしていくんだと、そういう考えでいかないと、野放図に、暇と言ったら叱られるかもしれませんが、忙しいところと比較的そういう暇な部署と、そういうことも十分考えてもらわないと困ると、行政運営においてね。新しい住民が要望が強いそういうニーズのところはやはりそれなりに人員をシフトする。

何よりも人材の、やはり西郷村役場職員になったからには、なる以前の、試験通って取ればいいのかと、しかしその後の、これ皆さん、定年まで、今、65、70というような時代になってきましたね。40年、その職場で途中で辞めなければいけないわけです。何ら進歩がない、学校出ただけで。あとは職場環境において切磋琢磨してプロパーになって、もうこの問題については右に出る者いないとか、そういうような、私は人材が育ててもらいたいと思うんですね。

これ、企業と比較するとどうなるかと。名立たる業績を上げているような企業は、やはりそれなりに企業も会社の社長さんの企業理念、しっかりしていますね、その指導も。そして、ある企業では、年間社員に対して研修費、教育、そういうことに関して200万円を予算に組む。すごいですよ、やっぱりね。西郷村職員に1人当たり200万円とは、私申しませんが、しかしながら、やはり人材が大事なんですよ。

あらゆる、私が今回こういうふうに出て出しましたが、人材もそうだ。じゃ、その執務体制はどうなんだとか、そういうことを今までそういう、第4次総合計画、今、村長お答えしましたが、私はそれだけではないと思います。そういうことに対して、今例えば人材教育、あるいは職員研修とか、その辺は今ついでながらどういうふうを考えているのか、お聞きします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

新庁舎ができたからそれに合わせた拡大というのは一つも考えておりません。最小経費で最大の効果、これは公務員としてなすべき姿であります。スクラップ・アンド・ビルド、これは常に頭に入れてやっていきたいと思えます。

職員のことのお話ですけども、3年前、私ここで新年の挨拶の中で、訓示の中で3つのPということで、プライド、ポジティブ、パッション、やはり職員としての自覚、ですから、記章をつけて自覚を持ちなさい、村民はそういう形で見ているので、職員としての自覚、その次に、その次のPはポジティブ、やはり積極的に、言われる職員よりも、やはり自らの能力を生かしたポジティブな考えを持ちなさいということ、3つのPはパッション、情熱、村を愛する情熱がなかったら、もう駄目だと思います。

そんな中で3つのPということのお話をさせていただき、そして、自治体も連携も必要、協調も必要ですけども、やはり競争に打ち勝つ、それが大事かと思っております。ですから、研修も、それも必要でありますので、トップの方には機関車のようにまっしぐら、ついてこいというトップもいるかと思えますけれども、私はどちらかという、職員の能力を100%、あるいは120%出させる、そういった職員の力を



借りながら前進していききたいなという考え、そういう意味での人材の育成、研修に努めながら、職員のモチベーションを上げていきたいなという考えをしております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 村長なりに考えているのは当然なんですけど、どうも私ら民間でいろいろ活動している目から見ると、村長ははじめ、過去3代、2代にわたる役場、公務員で奉職して村長になったわけですよ。そういう自分が育った環境、勤めてきた環境、こういうのもやはり私は影響していると。民間でいろんな商売をやっている、あるいは会社へ勤めている、ベンチャー企業をやった人とか、農業でも何でもそうですよね。要するに、お役所的な発想じゃなくて、日々売った買ったの勝負をしている世界の人とは、これやっぱり考え方というのは違ってきますね。

私は、何もないものをねだってもしょうがないから、しかしながら、行政運営においては、やはり役所的なそういう従来の考え方だけで、それがもう通るのかと、通らないから、今いろんな弊害が起きてきているわけですね。明治以来、もう百何十年、そういう日本は侍の時代から欧米の先進国に学んで、こういう議会制民主主義になってきたと、その中であつても、役所という一つのまたこういうくくりの中で、我々はそこで法律、いろんなものでつくられて、そこに従って生きているわけです。

そこに、その考え方に問題はないのかと、いわゆる官尊民卑であくまでも官が偉いんだと、民はただ従えばいいんだと、そういう意識がないのかと、もちろんこれ、西郷村の村政においてそういうことはないでしょうけれども、しかし、国なんかを見ると、やはりそういう、おまえら何も分からないんだから、言うこと聞いていればいいんだと、そういうような考えでやっているんじゃないかと、それがあらゆる今問題になっているということですね。

そういう考え方に立てば、私はもっともっとそういう民の力というか、民間的な考え方も十分研究されて、なおかつ民ではやれない、官が、行政がやはりあまねく等しくサービスが受けられるような、それを考えなきゃならないと。ただ、もうければいい、自分だけよければいいという考えだったら、これはもう社会はもたないですから、その辺の兼ね合いをどうするんだと。

これは切りがないですから、質問変えますが、村長がやる気があるのかないかと、もちろん私も、ないんだっぺということは申しませんが、村長、それを認めるわけがないですよ、やっているわけだから。そういうことを思われぬように、ぜひいろんなことに対して、やっぱりいろんな人の意見を聞いたり、勉強して、そして行政運営に当たっていただきたい、このように思います。

次、質問移ります。

西郷村の土地利用ということでありまして。これは、タイトルに、ちょっと私かなり厳しい刺激的なことを書いてありますが、要はこの間の議会で申し上げたとおり、西郷村だけの問題じゃないんですが、近年特に外国資本がもう日本の土地、あらゆるどころに進出して買いあさっていると。その国の一国の日本の産業基盤をもう崩しかねないような事態になっているんですね。これ私だけが言っているわけじゃない。多く

の識者がそういうことを実は危惧しているわけですね。

西郷村に当てはめると、現にそれは見える形で行われていますね。太陽光発電所、いわゆるメガソーラーですね。今、台上地区に言うと、今まで全然様相が一変しました。産業道路の村道の両側にはもう太陽光発電パネルが埋め尽くされて、ちょっと異様な感じですね。私はこれはちょっとどうなのかなと、西郷村の最大の要するに未利用地というか、今までね、利用されていない土地だったと、いわゆる以前は東亜農公園として開発された、その以前には開拓者を入れて開墾したんだと、そういう歴史。

東亜農公園も、あそこで壮大な計画を、当時私もまだ若かったですから、よく理解できなかったですけども、しかしながら、聞いているのはあそこに1本道路を通して、いわゆる那須甲子道路までつないで、一大レジャーランドとか、いろんな産業政策、民間企業ですから、そういうやろうとしていたと、しかし途中で汚職事件というか、そういうことで頓挫した経緯があります。それ以来、ずっと何十年も放っておかれたと。

福島県においては、これも木村知事の県政汚職ということで関係していたと、そういうことで福島県は、あそこはもう手をつけないと、私は聞いた話ですから、申し上げていますが、そういう経緯がある。この西郷村の議会においても、あそこを何とか開発できないのかということによって様々な意見、提案なり示してきましたね。しかし、そういう様々な理由において、手つかずだったと。そして、その権利関係が複雑でとてもじゃないが、それを解きほぐすのは大変な労力が要ると。しかしながら、そういった状況の中で、あたかも簡単に、元は中国資本で、日本の会社そのものにやらせているんですが、いわゆるダミーでしょうね。

そういうことがいとも簡単に、あれよあれよという間に許可された。これ当然、村も許可権限の判こを持っているわけでしょう。その土地売買そのものは法律で、詳しく調べると、日本では外国資本が土地を買うというのは駄目だとはうたっていないと、法律ができていないと。これは不備ですね。県の許可も必要だ。しかし、それがこの議会でもどうなんだ、絶対許可してはならないとか、様々な不法投棄の問題とか何とか指摘されていたけれども、しかしながら最終的には村長サイドでは許可したんだと。そういうことに対して、私は弁明なりそういうのが何かうやむやだね。濁して逃げられてしまったという経緯があります。

改めて、ここでそういう姿があらわになって、あれでいいのかと、そして、あそこは桜まつりだなんてやっているけれども、桜まつりにふさわしいところなのかというんです。もっと踏み込めば、私なりに考えれば、あの600ヘクタールを太陽光で埋め尽くす、600ヘクタールといたら大変なことですよ。大変なそういうあの台上の平坦な台地が、何の無味乾燥な太陽光で埋め尽くされちゃったと。最大の西郷村の財産がどうなんだと。子どもたちに、先ほど村長いろんな残すとかどうのこうの言っていますが、しかし、実際のやっていることは、未来の子どもたちのそういう夢や何か全くないでしょう。中国資本の太陽光ですよ。

彼らは何を、これはもううがった見方ですが、言われているのは、要するに中国政

府が100%上海電力を動かしているんだと、いざ日中関係が戦争状態、険しくなれば、彼らは本国に対して忠誠を尽くして、今度は日本の破壊活動をやるんだと、これまで言われている。そういう外国資本が着々と日本を狙っているんだと。

私はやっぱり地方自治体も能天気には構えていないで、やはりそういう危機感を持って対処しなきゃならないと思いますね。というのは、やはり我々の世代はもうほとんど終わっていますよ。あと30年もたてば、ほとんどいないでしょう、60代の人ね。しかし、子や孫に受け継ぐ、そういう資産というのは残らないでしょう。どんどん外国人が入ってくる。そして、先ほどの少子高齢化、日本人は結婚をしない、子どもを産まない。これ川谷小学校の生徒さんが来ている。あそこももうよくよくないんだと。ぜひ残してくれという議論もありますね。でも、それもどうなんだろうと考えちゃいますよね。現実にそうなんです。

日本のそういう存立、もう有史以来二千数百年の日本の存続に関わっている問題でしょう。そういうことで、地方自治体も真剣に、あらゆる角度から、産業政策から考えなきゃならない。こういう中国の現実に関わっていることに対して、村長、どういうふうに捉えているのか、お聞きします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

最後のほうは中国による日本の破壊活動という大きなお話がありました。太陽光発電のことでありますけれども、議員おっしゃるように昔、東亜農公園がありまして、レジャー施設、あるいは分譲ということで、4車線の道路ということで、私も記憶あります。そんな中で会社の頓挫、知事の汚職ということで、それきりになっておりました。何かできないかということでありましたけれども、基本的には土地が、権利関係が本当に複雑で、誰も手出しできなかった状態でありました。それを、今回上海電力が何とか解決して、用地、そして権利関係をしっかりした上での太陽光発電につながったと私は思っております。

政府は2020年に、2050年まで温室効果ガスの排出量規制ということで、ゼロカーボンニュートラルということで言っております。再生可能エネルギー推進はこれから必要であります。今まではSociety 5.0ということで、狩猟から農耕、工業、IT時代ということで事業は進んでおります。昔のように戻るわけいきませんので、今後はうまくそういう文明と郷土、自然と開発をうまくマッチングした中でやっていかなければならないと思います。

林地開発は県において開発指導しているわけですがけれども、村としても常に注視しながら、村民に迷惑かけないように見張りながら、指導していきたいという考えをしております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） あまり村長、もう少し踏み込んだ、あってもいいと思うんですよ。ただ、これはもう本当に誰でもその辺でしゃべっているような、厳しく言えばね。

私が危惧するのは、要は日本人はもう少し考えなければならないというか、これももう日本文化はどうなるんだと。このままいったら日本人いなくなっちゃうんじゃないかと。実際少子高齢化だから。そして、自然を守れ。誰でも言うんです、これね、首長さんになった、議員さんもそうだし。里山を守れって。里山を守っていないんですよ。

実は私は田舎の財産というのは里山文化で、里山があるから田舎なんですよ。それを太陽光だけで、どうしちゃうんですか、これ。何もできないでしょう。西郷村というのは自然があっという間なんて、来てみたら、太陽光だらけだった。現にそうでしょう。羽太へ行っても、ゴルフ場行ってもそうです。あとどこ里山開発するんだと。何もやるどころがないでしょう。口では皆さん言うんですよ。住んでよかった西郷村なんて。住んでよかったなんてとんでもない。来てみてがっかりしたというのが多いんじゃない。

だから、そういう自然を壊す村政でいいのか、結果的にですよ。村がそれを積極的にやっているわけじゃないだろうけれども、でも結果的にそういうふうになっちゃうんです。だから、ゴルフ場がいいなんて言っているけれども、役場のリゾートトラストもあるけれども、あれなんか、本来なら西郷村が取得して、あんな里山の低い山、ゴルフ場というのは要するに、私もゴルフもやったことありますけれども、そんなにね、パチンコをやるよりは面倒くさいですよ。人がいなきゃ、誘わなきゃ、靴買ったり、いろいろ制約を受ける。パチンコなら、げたはもうあまり履いている人いないけれども、スリッパ一つで、シャツ一枚で行けるわけですから。パチンコを勧めるわけではないけれども、しかし、こういう身近な野山を村民が自由に使えるわけでない。来るのは東京の人。小金を持ったそういう人のための施設なんですよ。それが、やはり村長たるものの人の、その考え方によってみんな変わっちゃうんです。

私が申し上げると、いつもネガティブなことばかり言って申し訳ないけれども、あらゆることに対して、今みんな利害関係が絡んでいるんですね。自分がもうければいいんだと。例えば、じゃ、村長サイドに同調して、そこに入っちゃえばいい飯が食えると。具体的にどうのこうのじゃないですよ。みんなそうでしょう。たとえ、それが理不尽であっても、勝目についていけば、いい飯食える。いい悪い関係ない。そういう風潮で、それなんだったらどうなっちゃうんだと。

真面目にきちんとした、今これ小学生来ているけれども、先生はいいことをしていれば幸せになれるよと言うけれども、いや、実際違うんじゃないのとなってしまうでしょう。だから、私まだまだ申し上げますけれども、性善説は信じるなど、悪いやつもごろごろいるんだから、皆さん、気をつけなさいよというのが本当の教育だと思っています。それをみんないい人いるから大丈夫なんだ、安心しなさい、それは間違っている。そのぐらいの警戒心を持って、この国際社会を生き抜くには必要だと、私は思います。その前提として、村の国土を守ると、どういう政策でやっていくのかというのが私は大事だと。その枝葉の日常の細かいことも確かに大事ですけども、実はそういうことが一番大事なんじゃないかと、私は思います。

それで、西郷村を売り飛ばすと書いたけれども、それはないでしょう。でも、結果的にそうなっちゃうんじゃないの。村長の言われるいろんな政策、選挙に出たときの話、ありますけれども、そういうことがなくなっちゃったら何もできないでしょう。あちこち太陽光認めちゃった、じゃ、何かここにいい公園を造ろうとかなってもできないでしょう。その前に私は、葎ノ目工業団地、折口の奥、あれなんかも早く村でいろんなことを考えないと、民間で買われちゃって、どんなものが造られるか分からないと。

だから、少なくとも村はあそこの立地した企業は売りたいという話聞いています。ああいう平坦で周りの山が急峻じゃない低い山で、何をやるにしてもいい土地ですね。そういうところをなぜそういう放っておくのかと、もっと積極的にいろんな開発とか考えたらどうなんだと、その今の点、今申し上げたようなことについて、村長、どう考えていますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 話が飛んで、何をまとめてしゃべったらいいか、ちょっと。（不規則発言あり）そういうことでありますけれども、今話の中で、でも言っていることも本当に議員のおっしゃること、考え方すごいですね。参考になります。ただ、やはり行政をあずかる上では、（不規則発言あり）やはりそのときそのときいろいろ考えてやっていかなければならないということでもありますので、言っていること、本当に理解しておりますので、回答にさせていただきますと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） そう言われちゃうとね、言いようがないんだけどね。だから、村長職もちょっと気分次第でチェンジできるなら最高なんだけども、そうはいかない。だから、私らは、やはり村長になったような、なったようなというか、やはり自分だったらこうだと、おおむね社会の趨勢、あるいは常識として、経済的な面から考えたらこうだと、あるいはレジャーから見たらこうだと、観光はこうだと、そういう観点から申し上げているだけで、別にそのほかのことはないんですが、やはりこれはこれだけの毎年毎年税金上げて、そして運営していくと、何の積み上げたものがなかったら、何なんだということなんですよね。ちっとも変っていないと。じゃ、生活環境変わったのかと。

この間申し上げたとおり、例えば、街路灯一つ取っても微々たるものなんですよ、解決するのには。それすらも旧態依然で予算はいつも同じだと。住民が一番困っているものに対して的確に響かないですよね。何のために村長になったんだと。私なんか首かしげるんですよ、それね。

これ、先ほど言ったとおり、実はやはり自分にくみする連中だけに便宜図って、あとはいいんだと。現に西郷村半分、選挙行かないですから、これは我々選挙やる者にとっては確かに重大なことなんです。選挙にも行かないような人間の言うこと聞いたって、リターンはないんですよ、本当。一番これ社会をよくする解決は、みんなが選挙に行って、ぴしっと意思を示せば一番いいんですが、どうも日本はそうじゃないと。

みんな、白紙委任。だから、今度の給付金足りないぐらいで、あとは関心ないですよ。そこが一番私は問題だなと思うわけです。

政治を執る人は、やはり公正に、こっちの人だけがいいとか、そういう利害関係、そういうことじゃなくて、一番大事なのは、社会を構成して真面目にきちんと税金を納めてやっている人なんです。そういうコアのきちとした人たちに報いるような政治をやらなければ駄目だと。

この前も在日外国人に生活保護3人受けていると。西郷村はまだ少ない。もう都会に行くとそれが10%、20%の割合でそういう外国人が、要するに生活保護を受けています。それから、それに伴って、今度医療費が大変だと、そういうことがもう着々となってきたわけですよ。そういうことに対しては比較的寛容であって、肝心の古来から住んでいる日本人に対しては冷たいんだと、私、これが問題だと。そういうことに対して、やはり執行部はきちんとした考えを持たなきゃならないと思います。そういうことに対しても、これからの課題として村長はどう捉えているのかお答えください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 利害関係で村政動いているのかということは、決してそういうことではありません。（不規則発言あり）言う人は言うかもしれないけれども、それで動いているわけではありません。全ての村民の目線、村民の声を聞きながらやっております。今お話しありましたように、厳正にそれはルールにのっとってしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） ちょっと補足申し上げますが、村長、今利害関係、それは具体的にどうのこうのではありませんよ。これは村長分っているとおり。ただし、この日本の我々のいろんな今言われて、今だけ、金だけ、自分だけだと、そういう考えがはびこって、挙句の果て、そういうふうになっちゃうんじゃないかなと、もちろんそういう考えの人はいっぱいいるでしょう。しかし、行政のトップなり我々がそういう考えに染まっては決していけないんだと。そういう戒めの言葉として、私は今、発言したんです。決して村長がそうやっているとは申し上げません。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま13番後藤功君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番後藤功君の一般質問を許します。13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 引き続き質問を続けます。

村長の答弁いただきましたが、別に際立った新しいものは何もないという感想します。それで、私なりにいろいろ考えますが、産業政策、具体的にどういうふうなんだと申し上げますと、今、世界的に半導体が逼迫していると。自動車産業、あらゆる半導体というのは、昔で言えば、鉄と同じく、鉄が産業の米だと、今、半導体が産業の米というふうに言われていますね。それで、あらゆる産業が半導体不足で、サプライチェーン、供給が不足している、生産できないんだと。回復は途上にあるようですが、しかしながら、まだまだそういうことが言われていますね。

それで、例を挙げますと、九州の台湾の半導体メーカー、TSMC、これが熊本県の菊陽町に今、盛んに工場を造っていますね。先頃、第2工場も造るんだと。投資額が8,000億円、国が補助として4,000億円をつぎ込むんだと。そういう日本、あるいは世界的な流れ、アメリカでも台湾のTSMCをして、アメリカ工場造らせると。この台湾のTSMCというのは受託製造会社で、設計じゃなくて、設計をした実際に作るメーカー、それがもう世界の7割ぐらいのシェアを握っている。今アメリカでさえももう太刀打ちできない、日本もそうですね。

かつては日本は半導体で相当世界最高と言われたが、やはり投資額、そういうもの、世の産業の趨勢を見誤って、そうして後れてしまったと、今さらもうどうしようもないと、そういう事態です。

こういったことが世界の趨勢でありますね。我が西郷村も、私が言いたいのは、いろいろ議論ありますが、実は投資環境、西郷村が産業政策において将来に向けた投資活動をやっているのかと。じゃ、いろいろもろもろの障害がありましょ。しかしながら、私は、西郷村が財政資質がいいんだと、無借金経営で、そして国からの補助金ももらわなくて済んでいるんだと。それで喜んでばかりはいられない。むしろ、そういう財政力が余裕があるならばなおのこと、その何分の1かでも将来の投資に向けないのかと。目先の、これ役場庁舎とか、それはそれとしていいですけども、そういう将来、金を生み出す、所得を生み出すことに対して投資をしないのかと。今していませんね。やはり工業団地って、今はちょっと古い概念かもしれないけれども、そういう企業立地のための工場用地とか、そういうものをどんどん開発というか、それ以前に企業に対して営業活動をやっているのかと。

実は西郷村は進出した企業には何%かの補助金を出しますよ、あるいは税金を減免しますよとか、いろんな政策あると思うんですね。そういうことが具体的にないでしょう、西郷村に。私が言いたいのは、そういう具体的な政策なんですよ。今すぐどうのこうのと花は開かないかもしれないけれども、しかしながら、何年か先、あるいは10年か20年か先には必ず実を結ぶと。台湾のこの企業なんかも相当な投資をしている。一種の賭けであります。日本企業はそういうことを怠ってきたと。ただ、目先のことにあぐらをかいて投資をしてこなかった。また政府もそうだしね。何ら国策として応援をしてこない。

だから、中国、アメリカとか、そういった国々は、格段に日本にキャッチアップして追い越したというのは、実は政府そのものが国策としてやってきたんですね。民間

企業に莫大な補助金を出す。あるいは電気自動車を普及させるのにはどうすべきか。半分ぐらい政府が金を出すと。だから、あっという間にBYDという中国の電気自動車メーカーが、EVのね、それがもうテスラを追い抜いちゃったと。近い将来中国はEVではもう世界を圧倒的に凌駕しちゃうんじゃないかと、そういうことが言われている。今トヨタも慌てて、もう半分以上電気自動車に、何年後にはなるんだとやっています、後手後手ですね。

いろいろ考え方はありますが、しかしこういうことが我々の地方自治体である西郷村も今、地方自治体のランキングでいろいろマスコミで1位とか、評価されていますが、いや、私はそれは全然違う、将来どういうふうな布石を打って政策としてやっているのかと、全くそういうことがやっていないと。村長はしていますと言われます。しかし、私の目にはそう映っている。その辺のそういう将来にかけての投資、マクロ的にどういうふうに展開してくのかと、その辺を伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

財政力がしっかりしているうちに将来見据えていかなければならない、当然であります。私もそのような考えをしております。今言われましたように、本当に国策として国の力が一番必要なと思っております。村ではどうかということで、村としても企業誘致は税收確保と雇用創出というメリットがある半面、コロナ禍の経済活動の再開などの影響などもあり、年々深刻化している人手不足、既存企業の持続的な発展を阻害することも危惧されております。

このため、企業誘致する際には、村の特性を踏まえて、どういった産業分野にするか、どのくらいの税收、雇用創出を見込めるか、用地の確保はどうかなど、将来の村の産業構造の方向性はどうかなど、様々な角度から検討し、基本となる軸を定めて、誘致計画を立てる必要があると考えております。

産業の導入・集積を図っていくに当たり、西郷村の人口、工業と産業の現状、主な企業の立地状況、最近の立地動向や産業、交通インフラ整備状況、立地環境といった村の現状を整理するとともに、新たな受皿となる用地の確保等、方策を検討していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 村長、答弁書に縛られる必要はないからね。

いろいろ考えはそれぞれありますけれども、総じて、私は申し上げたとおり、将来の果実を、実を取るのにはやはり種まきをしなきゃならない。それは投資だと。やはり、今景気のいいときにそういう将来、摘み取る、実を取るために種をまかなければいけない。当然ですね。そういうことを怠っていると、もう将来の約束はならないんだと。そのときは既に遅いと、そういうことです。

ですから、私は一つの政策として、これまた行政機構も云々ありますが、そういう企業立地なり、専門的にそういう職員を育てて、叱咤激励しながら重点的にやってはどうかと。そういうものがないとやはりモチベーションも働かないし、そして、限り



あるそういう行動費、そういうものもやはりきちんと将来の果実を取るために多少に出費は仕方ないですね。そういうものをやはりきちんと確保して、体制を整えてやるのが一つの政策の裏づけだと、このように私は思いますね。

それと、やはりこれは一人ではなかなか発想も無理なのならば、そういう外部の研究している人が何ぼでもいますから、そういう人の意見を聞いたり、そういうことで集約しながら前に進めていく、いかなきゃならないと思うんです。ただ、自分たちのそういう考えの範疇の中で考えても、これはやはり先が知れていますね。せっかくそういう器を持っているんだから、私はぜひそういうものを踏まえながら考えていってほしいなど、このように思います。

今回はもう申しあげましたから、改めて、村長にはそういうものを頭に入れながら、ぜひ挑戦をしていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の一般質問は終わりました。

次に、通告第5、2番大竹憂子君の一般質問を許します。2番大竹憂子君。

◇ 2 番 大竹憂子君

1. 新規輸出 1 万者プログラムについて
2. 孤独・孤立対策について

○ 2 番（大竹憂子君） 2 番大竹憂子です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1 番目の新規輸出 1 万者プログラムについて。

まずはじめに、新規輸出 1 万者プログラムの事業内容について伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 2 番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

新規輸出 1 万者プログラムの事業内容ということでございますけれども、新規輸出 1 万者プログラムは、現在の円安を追い風に輸出を新たに開始する好機と捉え、経済産業省、中小企業庁、ジェトロ、日本貿易振興機構でございますけれども、及び中小機構が一体となって、全国の商工会、商工会議所等とともに協力しながら、輸出に初めて挑戦する事業者や輸出する国や製品を拡大する事業者を支援するプログラムでございます。

事業内容につきましては、新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こしや、専門家による事前の輸出相談、輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助、輸出商社とのマッチングや EC サイト出店への支援などを一気通貫でジェトロが窓口となって実施をするものでございます。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君の再質問を許します。2 番大竹憂子君。

○ 2 番（大竹憂子君） このプログラムを利用するには、ポータルサイトから登録しなければいけないようですが、中小企業者の方々の中には登録が困難な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そういった方に対して支援が必要と考えますが、対応が可能なのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

本プログラムの利用につきましては、議員のおっしゃるとおり、ポータルサイトからの利用登録が必要となります。登録する内容といたしましては、メールアドレス、氏名、住所、事業形態、法人格、社名、業種、企業形態などを選択式で入力するという比較的容易な内容となっておりますけれども、入力が困難な方につきましては、商工会にて登録の支援を行っておりますので、ご利用いただければと思います。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君。

○ 2 番（大竹憂子君） では、このプログラムを利用するに当たって、費用はかかるのでしょうか。利用者の負担はあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

本プログラムの利用登録につきましては無料となっております。また、専門家への輸出の相談、海外展開に向けた事業計画の策定支援、現地事情に精通した専門家によ

る継続的な企業訪問、商談同席などを通じた販路開拓支援、国内輸出商社のマッチングなどが無料で受けることができる支援メニューが多数ございます。

なお、輸出向けの生産設備導入費用やPR動画、SNS広報の作成費用、輸出向けサイト作成費用などの経費についても、ものづくり・商業・サービス補助金を利用することが可能で、採択を受けることができれば100万円から3,000万円の補助対象額に対して2分の1の額が、また、小規模事業者、再生事業者の場合には3分の2以内の額が補助されることとなっております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 様々なものが輸出の対象となるようですが、西郷村でまず頭に浮かぶのは米などの農産物です。米などの農産物も輸出の対象になるのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

米も対象になっております。米のほかにも、青果物、肉類、水産物加工品などの食品も対象品目にはなっているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 次の（2）のほうの質問に移ります。

村内の中小企業の方へこのプログラムを周知しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

村内の中小企業の方への周知につきましては、本事業の周知の役割を担っておりま  
す商工会や金融機関などにおいて実施をしております。なお、市町村は本事業の窓口  
とはなっていないということから、現在実施はしておりません。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 実施はされていないということで、商工会に入られる方は知ることができると思いますが、私はそういうそれ以外の方にも周知すべきと考えます。今後、村において周知していくのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

村におきましても、今後、国内人口は高齢化により縮小していく中で、世界人口は増加しており、市場は拡大しております。そのため、中小企業が今後も持続的に発展するためには、海外の需要を取り組むことが大きなメリットであるというふうに考えております。また、最近はや安傾向にあるため、本事業は新たに輸出に挑戦しようとする事業者や販路拡大を検討している事業者にとって有効な手段の一つと思われるので、今後周知につきましては、ホームページなどを使いまして周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 周知をしてくださるということだったんですが、現在、円安であるということや、また、コロナ禍で大変な思いをされた中小企業を応援する事業でも

あります。中小企業の方も輸出にチャレンジしませんかということで、昨年12月から始まった事業ですので、まだ全国的にも利用者が少ないようですが、今後、この西郷村でも利用する価値はあるかと思えます。希望者がいたときには安心して利用できるよう、きちんと対応していただきたいと思えます。先ほど、13番議員の答弁で、村長も中小企業の支援というようなことをおっしゃっていたので、ぜひ、このような事業を活用していただけたらと思えます。

以上でこの件の質問は終わりにいたします。

次に孤独・孤立対策について。

現在は緩和されてきたコロナではありますが、コロナ禍の影響により、孤独・孤立が一層深刻な社会問題となっています。また、自殺者が増えており、特に女性は3年連続増加、男性は13年ぶりの増加となっています。自殺者数の増加などは孤独・孤立の問題も一つの要因と考えられています。そこで、村に孤独・孤立対策地域協議会が設置されているのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 2番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

質問の1点目、村には孤独・孤立対策地域協議会は設置しているのかについてでございます。西郷村では、現在のところ孤独・孤立対策地域協議会は設置しておりません。令和5年6月現在、福島県内の市町村におきましても、孤独・孤立対策地域協議会を設置している市町村はございません。なお、国において、令和5年6月7日に孤独・孤立対策推進法が公布されました。法の施行期日は令和6年4月1日となります。国からは孤独・孤立対策協議会の設置に努めるよう求められております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） では次に、村内で孤独・孤立の状態にある方はどのくらいいらっしゃるのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

村内で孤独・孤立の状態にある方はどのくらいいるのかについてのお尋ねです。令和5年3月31日現在で、民生・児童委員が相談を受けている世帯は全体で523世帯あり、そのうちひきこもり状態やその疑いのある方がいる世帯は11世帯と把握しております。こちらは令和4年6月から7月に福島県が実施しました、福島県困難な課題を抱える世帯の実態調査による結果となります。調査の対象者は各地区の民生・児童委員41名で、各民生・児童委員が担当いたします地区の世帯に対しての調査となります。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいまの世帯数の中には、高齢者の方は入っていないのかなと思えますので、高齢者で孤独・孤立の状態にある方はいらっしゃるのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者のほうなんですが、村ではトータルサポート事業ということで、高齢者のお宅を訪問いたしまして実態調査に当たっております。その中で、他人と交流、家族や地域との交流、そういったものを拒んで、接触がない方は5人と把握しております。こちらは令和5年4月1日現在までの、先ほど言いました高齢者トータルサポート事業の訪問調査による結果となります。ですが、この5人につきましては、地域包括支援センターが定期的な訪問を行いまして、その方の健康状態、本人の状態等を見守っている状況でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいま、それぞれの課長が答えてくださったように、年齢によって相談窓口等が別になっている現状ということですよ。窓口を一本化にして対応するべきかと思いますが、村としてはどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 窓口を一本化するべきかということでありませけれども、現在、ひきこもり等の窓口は高齢者対応の健康推進課と障がい者等対応の福祉課と、窓口が2本となっております。議員、おただしのとおり、窓口が2か所になることで、住民が問合せをする際に戸惑い、煩雑化することに鑑み、窓口を一本化にしてはどうかということでありませけれども、現在は、窓口が2本となっておりますので、問合せや住民の方の相談等があった場合には、それぞれの課において対応させていただいております。その際には住民の方にご不便を与えたりすることがないように、課の行き来はせずその場で相談等に来られた方のお話を聞き、相談を受けております。その後、課同士連絡を密にし、情報共有しながら必要に応じた関係機関とのケア会議を開催し、その方に合った支援の在り方を協議し、支援に当たっている状況であります。

今後、新庁舎建設に向けた組織の見直し等も含め、窓口の一本化に向けた関係各課との協議も併せて進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいまおっしゃっていましたが、やはり相談に来られるような方というのは、まだ少し救われるのかなと思います。それ以外の方というのが、実際先ほど述べていただいたような数字よりも多いのではないかと思います。そこに対してもやはり今後、いろいろ考えていただけたらと思いますので、今後の対策を伺いたいんですけれども、その前に、現在実施している事業がありましたら、その内容について伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

現在実施している孤独・孤立対策の一つとして、ユースプレイス自立支援事業がございます。ユースプレイス自立支援事業は、支援体制のひきこもり、ニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に居場所、ユースプレイスを提供し、各種プログラムに参加させることで、社会性を身につけ、就労意欲を高め、社会的に自立

することを目的としております。令和4年度の実績としては、週5回程度活動しており、西郷村に住所を有する方が11名参加しております。

以上が、福祉課で実施している事業内容となります。

次に、高齢者に対して実施している事業内容につきましては、健康推進課長より答弁させていただきます。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 続きまして、健康推進課で実施しております高齢者の見守り支援のほうをご説明させていただきます。

高齢者見守り支援といたしまして、3つの事業に取り組んでおります。

1つ目は、先ほども少し説明させていただきました高齢者福祉トータルサポート事業で、実態調査を実施しております。調査員が高齢者宅に訪問し、家庭状況の聞き取りや困り事の相談を村及び地域包括センター、こちらにつなぐ取組を行っています。令和4年度の実績で言いますと、訪問対象者が4,099人、訪問対応件数が5,322件ということで、同じく心配なところは複数訪問しております。

2つ目は、見守り安心ネットワーク事業ということで、高齢者世帯に対して緊急通報装置等を設置いたしまして、24時間体制で急病や火事、事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行うとともに、こちらも村、地域包括支援センター、または民生委員さんと連携し、見守りを行っている事業でございます。

3つ目でございます。こちらはさわやか訪問収集事業ということで、身体の障がいや疾病等の理由により、家庭ごみを所定のごみ収集所まで搬出することが困難な高齢者等に対しまして、収集員が朝訪問しまして、安否確認の見守りを行っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ひきこもりや生活困窮等の相談者もいらっしゃるということですが、そういう相談者の方も見守りネットワーク事業の対象とすべきというか、対象者として導入することができないのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

孤独・孤立の状態にある方やひきこもり状態にある方への支援としては、専門職の方による訪問や相談によるコミュニケーションを取ることが大切であると考えます。緊急時に迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする見守りネットワーク事業の導入につきましては、検討してまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今後の対策ということで、現在実施している事業のほかに何か考えているのでしょうか。どのように支援していくのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お答えいたします。

今後は現在実施している事業の継続に加え、新たな支援方法についてどのような支援方法がよいのかを模索しながら、孤独・孤立解消に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。あわせて、令和5年度中に実施する地域福祉計画や障害福祉計画策定に係るニーズ調査において、孤独や孤立の実態把握を行ってまいります。さらに、実態調査により把握した結果を基に必要な世帯に保健師等の専門職を派遣し、丁寧に話を聞き、相談に乗ることで、孤独・孤立を解消するための必要な支援の提供につなげたいと考えております。

なお、孤独・孤立はデリケートな課題を抱える方も多く潜在することを念頭に置きながら、実態調査の結果だけにとらわれず、様々な支援策を考えていきたいと思えます。しかし、自治体だけの支援には限りがありますので、NPO法人を含め、民生・児童委員、社会福祉協議会、こども食堂や介護事業所など、関係機関のご協力をいただきながら、孤立・孤独につながらないような多様なサービスの提供を模索し、寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今寄り添った支援に努めていくということでしたが、最後に孤独・孤立対策地域協議会の設置は、現在国からは努力義務ではあります。ですが、西郷村として協議会設置をしないのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

孤独・孤立支援推進法につきましては、議員と課長のやり取りでいろいろそれらを踏まえまして、令和5年5月31日に成立したばかりでありますので、それらを踏まえながら、デリケートな問題もありますし、協議をして検討していきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 確かに現在、全国でも17団体しか設置されていないというのが現状ではあります。ですが、6月7日に孤独・孤立対策推進法が公布され、令和6年4月1日には施行となるということなので、努力義務ではあります。やはりこういったことで困っている皆さんがいるというのは確かであります。ですから、ぜひ民間団体、先ほどNPO法人等を含めというお話しがありました。そのとおりです。民間団体と一緒に、民間団体にも協力していただいて、孤独・孤立対策地域協議会をぜひ設置していただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時02分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第6、8番鈴木勝久君の一般質問を許します。8番鈴木勝久君。



◇ 8 番 鈴木勝久君

1. 大字真船地内における盛土について
2. ちゃぼランド西郷の今後の動向について

○ 8 番（鈴木勝久君） 8 番鈴木勝久です。通告に従いまして、一般質問を始めます。

議長におかれましては、まず第 1 の通告書に書いてある質問事項なんですけれども、場所が山であるため、適正な住所が分かりませんので、大字真船地内においてと直してもらってよろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 議長において訂正を許します。

○ 8 番（鈴木勝久君） それでは 1 番に入ります。

大字真船地内における盛土について、質問をさせていただきます。

まず第 1 の村はどの程度このことについて認識しているかということでございます。

私は以前 1 2 月議会に盛土条例というか、残土条例について質疑、質問させていただきましたが、今回の件につきましては、私の不安が現実のものになったなという感じで驚いておりました。これは、地元の先輩議員たちが大分相談を受けていたのですが、今になっても依然とトラックが、毎日朝で言えば 4 時ぐらいから走っているというお話もございましたし、今日なんかも道路が泥だらけになっているとか、あと、国道 2 8 9 号線の坂上っていくところの通称観音坂と言いますけれども、あの辺を上がると後列の車が遅いので、大分列ができたとか。

それで一番心配なのは、まずどんな土をそこに運んでいるのかとか、あとどこから持ってきているのかとか、あと、誰が、搬出元ですね、どこなんだという話と、その盛土をしている土、その土がどういう種類のものを捨てられているのかとか、大分村民の方々からお話がありました。

私も 2 件ぐらいの電話での問合せがあって、村で鈴木君は残土条例って以前言った記憶があるんですけれども、村のほうはどうなっているんだという話とかを聞いていまして、その後、現地の方々、国道 2 8 9 号線沿いの方々にいろいろ話を聞いていきましたら、やっぱり心配で、中にはトラックに、大体横にどこどこ地区という名称が書かれているのに全然書かれていない車もあったり、普通のダンプより高く設定して、中に何が入っているか本当に見えないんですよね。2 月、3 月ぐらいにその問題が発覚して、いまだにあそこに運んでいると。もうちょっと詳しく聞いてみると、あその先に土地がある人たち、村民の方々、あの道を怖くて通れないと、そういうお話もあったと先輩議員から聞いておりました。

そういうことで、まず認識ですけれども、今しゃべった認識、どこまで村が把握しているか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 8 番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

議員おただしの真船地内の盛土についてでございますけれども、村といたしましては現場を確認しておりまして、状況等を認識しておりまして、各課で共有しているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の一般質問の再質問を許します。8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 認識している。どこまで認識しているかということなんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どこまでということでありますけれども、先ほど議員がおっしゃった状況については、村のほうでも認識をしておるところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 私も担当課、産業振興課にどういう状況なんだと伺いました。また、先輩議員たちも伺いただいているはずなんですけれども、私自身も先輩議員も、その内容については詳しいことを教えていただけていない、これが現状でございます。ですから、私たちも村民に対して、ここから来てこういうものだ、土壌がこういうものだ、日数どのぐらいまでに終わる、どういう形でどうするんだという、そういう部分が私たちも聞いていなかった。聞いても教えていただけなかった。で、どういうことなんだということなんです。で、一般質問に出してきたわけなんですけれども、その辺の事情について説明願えますか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

細かい事情についてはこの場ではちょっと申し上げられないんですけれども、議員おっしゃっているとおり、内容につきましては村のほうでも認識しているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 内容については認識しているが、ここで発表することはできない。非常に私もこれ、どこまで言っているかわからないので苦慮しますけれども、私たちも教わっていない。そこには何かしら理由があるんだろうと、一般的にはそう考えます。そこを課長は、言いたくても言えないという事情なんだと思うんですけれども、じゃ、それは認識していて、ちゃんと土地の所有者から出ている場所と全部を認識していて、何らかの事情があって公表はできないと、一応そういう受け取りをします、今のところは。

じゃ、その次にいきます。

その他の関係機関、これ非常に大事なんですけれども、関係機関についてはどうなっているか。これは実際問題として私たちも警察と県、それに振興局等々に、特に3月ぐらいにはもう先輩議員がそちらのほうにも連絡を取っております。ですが、そちらについてもはっきりした答えは出さなかった。その辺は村側はそれも不思議なんです、村側がそういう関係機関ともちゃんと連絡を取り合って、その内容の精査はしているのかどうか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

村でも複数の課で連携して情報の共有をしているところがございますけれども、産業振興課におきましては、所管の森林法に基づく各種関係機関と連携し、対応に当たっているところがございます。

続きまして、環境保全課より答弁がありますので、よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 環境保全課から一般質問にお答えいたします。

当村におきましても、過去から盛土等の不適正事案がございましたので、産業廃棄物等の懸念につきましては、福島県及び議員おっしゃった福島県警察及び振興局などとの関係機関と連携を図り、情報の共有を進めているところがございます。

また、一般の村民からも本件について複数の相談が寄せられていることから、その都度、福島県などへの情報共有と、廃棄物の清掃と処理に関する法律などへの違法性があった場合には、厳正に対応されるよう強く要望しているところであります。今後福島県及び福島県警察等に対して、継続して対応を要望してまいります。

また、盛土に関する規制の今後につきましては、担当課である建設課のほうより答弁差し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これですね、私調べたところによると、県は、皆様ご存じのように伊豆の土砂災害、まだ記憶に新しいと思うんですけれども、2年前の7月3日でしたかに土砂災害が起きて、28名か何名かが犠牲になって、倒壊した家屋もいっぱいあると、実態的にはそういう流れになっておりますけれども、このとき、私も動いたんですね。国が当然つくっていないんです。関係法令つくっていないかった。盛土とか土砂関係について国がやっていないかった。県に問い合わせてもまだつくっていないと、つくりませんか、検討中だということで、村に問い合わせました、その後。村に問い合わせても、県の動向を見ながらという、午前中にも聞いたような話をされておりました。

それで、この問題はもう2000年ぐらいから全国各地で起こっているんですよ。それも首都圏の近郊を中心にです。例えば、東京都であれば、千葉、埼玉、茨城、神奈川、この辺が大分土砂条例というのを制定していない地域から、不法投棄や崩落事故などの問題が起きてきているんですね。建設残土の規制する法律がなかったんですよ、ずっと。それで放置されて、建設法で建設瓦礫などの廃棄物もそこに交じっていて、検出されるようになって、土砂災害やその他、河川の汚染、こういうのが全国各地で起こってきているにもかかわらず、国は法律をつくっていないかった。それで、自治体が本気になってつくり始まったんですよ。

これが1990年代ぐらいです。千葉を皮切りに、茨城、埼玉、栃木、兵庫、和歌山、神奈川、徳島、愛媛、こういう自治体がつくって、2000年にはこれ全都道府県と政令指定都市のうち52%に当たる自治体が土砂条例をつくっております。その後、国が盛土規制法というのをつくったんですけれども、この5月26日に、施行されたんですけれども、県はこれを使って規制区域に網をかけるというんですけれども、

おっしゃったんですけれども、今現在、西郷村では進行中なんですね。

心配なのは、今年、エルニーニョとかラニーニャとか言っていますけれども、どうも大雨が降る可能性が高い。それで、早いうちにあそこを手を打たなきゃならない。ですから、村でも条例、つくる気あるのかなのかということなんですけれども、細かいことを言おうと思ったんですけれども、今日は細かいこと言いませんから、この条例、土砂条例、残土条例、盛土条例、どれでも結構です。これ早急につくる意思はないのか、あるのか、その辺伺いたいんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 8番鈴木勝久議員の一般質問にお答えをいたします。

村条例の制定についてということで、議員からおただしがございましたが、私のほうでも関東圏の市町村において独自の盛土条例等が制定されているということは承知しております。昭和55年、千葉県市川市が最初とされておりまして、その背景には建設残土等の埋立てが無秩序に行われ、残土処分場から六価クロムが検出されるなど、土壤汚染問題が深刻化してきたために、条例の制定に至ったものと理解しております。

現在、多くの自治体において、盛土等に伴う災害の防止に当たっては、従来、土地利用規制に関する各法律、宅造法、森林法、農地法などにより行われてきたところがありますが、全国を見ますと、人的・物的被害も確認されておりまして、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっております。

そのような状況から、これまでの法律を抜本的に改正し、新たな法律として施行され、今後規制区域等が適用となり、本格的に法の運用が開始されることとなりますので、村としてもその状況に注視し、条例の必要性については総合的に検討、判断したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 検討じゃ駄目なんですよ。早くしないと、これ早期に見つけて、早期に対応しなきゃ駄目で、それで、今言った近隣というか、都市部の近隣の県は、もう本気になってつくっているんですよ。つくっていないところに行っちゃう。例えば、ここ条例をつくっても最高で2年以下の懲役または100万円以下の罰金なんです。罰金刑がすごく軽いですよ、今の。これが自治体でつくれる罰金刑としては最高なんですね。1億とか10億とかつけられない。それは、課長もご存じでいると思うんですけれども。ですから、この場合は早く見つけて早く対処するというのと、相手方も勉強していますから、この県、この自治体には土砂条例、残土条例、盛土条例、こういうのがないとなれば、もう平気でやるんです。

というのは、これ、国にも責任あるんですけれども、建設発生土の搬出元、これは84%が公共土木工事に関わっているんです。国土交通省の調査で、国が発注しているのには、ちゃんと分別しているから大丈夫と言っていますが、がなんです。今リニアモーターカーで大分これから造るって言っていますけれども、リニア残土、これで相当問題になって、静岡、愛知あたりはもう許さないと言っているんですよ。トンネル八十何パーセントなんです、リニアは。そうすると、穴を掘ると必ず危ない

やつ、ヒ素とか鉛とか六価クロム、この辺が出てくるんですわね。その処理を分別して埋めるといふか、盛土するというんですけれども、これ相当金かかったり、なかなかできないんですよ。それで、北海道も、北陸、リニア中央線とか、あちこちで残土処理について相当問題が発生していて、無秩序に捨てられているというのが実態だそうなんです。

ですから、早めにこれ取りかからないと、これは平成29年8月に国土交通省が出した「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」と書かれているんですけれども、早く手を打てということを書いてあるんですよ。不適切な事案への対応は問題が深刻化してからでは解決が難しくなるので、初期対応を速やかにかつ毅然と行い、行為が小規模のうちに対応するよう心がけることであると、市民からの情報があるにもかかわらず、あるいはいずれかの部署で異変を感じているにもかかわらず、庁内での役割分担が明確になっていないことや、自らの所掌でないからといって見て見ぬふりをしていると問題が大きくなってしまふとの声がある、また、庁内の関係者が情報共有を密にし、速やかに連携して対応をすることが重要であることや、指導している状況を公にすることで、悪質な行為者への抑止力になるのを指摘していますと、ここの中に、現在、既存の法令や条例、さっきも言いましたけれども、法令や条例の下で崩落を防止するための取組とか、全てもう国がこういう指示を出していて、こういう方法でやってくださいというのがもう書いてあるんですね。

今、支離滅裂になりましたけれども、関東ではもう規制が厳しくなって捨てられない、で、西郷に来た。福島県つくっていないから。その前も去年に、これは産業廃棄物、これはもう完全にアウト、違法なんですけれども、赤面山に捨てられたり、羽太の真名子のほうに捨てられたりして、これもう分からない。そのとき言ったのが、監視カメラを各道路につけていただきたいという、そういうのもその事態に言った記憶がございます。

ですから早くやって、この村では、もう投げられないと、条例をつくっているんで投げられないと、そういう状況を鮮明に、関東というか、もう公に広報すべきだと思います。もう一回言います。つくらないんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員心配されること、私も同じでありまして、県では盛土規制法を受けて、県全体に基礎調査を5月に実施しているということでもありますので、それは市町村の意見も聞かれると思います。それと併せて規制区域ができますので、それと併せた関連づけた条例とかは、今後の話になるかと思っておりますので、まずは県の調査を見極めながらやっていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 悠長なこと言っていられないんですよ、これ。愛知県の瀬戸市では、愛知県警が強制捜査を行いました、産廃混入率が低いとして不起訴になったと、こういう事例もありますし、また、起訴になっても2年以下の懲役、または100万

円以下の罰金なんで、もうやるだけやって敗訴しても、負けても、そのまま知らんぷりして、その地権者というか地主がその盛土を撤去したという事例もあるんですよ、自分で金を出して。行政もその事業者も両方出さなくて、周りに迷惑かけると言っ、その地主がお金を払って、その盛土を撤去したという事例もあったりして、これは去年から相当、去年の9月と言っていましたっけ、始まったのは、9月ですよ。大体そのぐらいかららしいんです。みんなが気がついたのは12月ぐらいにも運んでいるなというのが気がついて、今もばんばん運んでいますし、さっき言ったようにナンバープレートなんかの上のほうも隠しているという、ちょっと一般で考えるとおかしい状態で運んでいるなというのも聞いているし、あと高速を使っているんで、これは同じ同業者ですよ、トラックの同業者。高速使うまでやって運ぶんだから、相当金になっているんだろうという、そういう話も聞いていますから、早くまず、止める算段をしていただくのと、きちんと条例をつくっていただきたいというのがあります。

これ、西郷村でつくっている環境基本条例、附則に書いてあるんです。私たちのふるさと西郷村は雄大な那須連山の麓に広がり、阿武隈川の源流に代表される水と緑豊かな自然環境に恵まれている、ずっときて、地球環境問題が住民一人一人にその解決責任があることと深く認識をし、村民、事業者及び行政が相互に協力し合って環境への負荷の少ない、持続的な発展を可能にする社会を構築し、人と自然が共生できるふるさとさわやか西郷、さわやか高原公園西郷の実現を目指していくと。

これは、平成17年につくった条例なんですけれども、これを見ると、午前中、同僚議員が言った太陽光の問題も絡みます。これも、私もこれは棚倉に行ってきたとき、聞いたのは、これ、条例できちんとなっていてところは、自治体は太陽光も設置できない。西郷はそのとき、環境計画書も18年に作ったきり作らなかった。それで、1件入ったら、あそこはちょろいといっただだっど入ってきた。そういう実績があります。こういうデジャビュ的なあれですよ。前に一回失敗、これ失敗か、私からすると失敗と思うんですけれども、そういうのに今回もこの盛土問題でちょっと出遅れたがために、西郷の環境が破壊されるのではないかと危惧します。

一番そこで今、条例で問題なのは、源流なんです。西白河郡県南地区一般に西郷の水が行っている。その本当の元でこういう、私たちからすると、建設発生土で内容的に問題がないというのだったら、私たちに教えてくれれば安心するんですけれども、その疑いがある限り、川は汚され、水はもしかして地下浸透したやつが何か問題があって、たら大変、そういう水源地がここにあつて、西郡の方々をその恵みに恩恵にあずかっている、それと阿武隈川の源流である西郷村が、そういう例えば汚染にあつたらどうなんだということを真剣に考えれば、ぜひとも早い時期に、参考としては、静岡県の条例、すばらしく静岡県の盛土等の規制に関する条例、これはすばらしい出来でございます。これは、通報制度までありますから。相当しっかりもう大分やられたんで、しっかりつくっている条例だと思っんですけれども、これを参考にすれば、すぐにでも西郷村独自の条例ができるんじゃないかと思っんですけれども、改めて村長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃること分かりますし、県で今調査始まるということ、そういうことを踏まえながら、大切なことでありますので、併せて本当に真剣に考えていきたいと思えます。
- 議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。
- 8番（鈴木勝久君） 一言ですけれども、県で答えが出るまでは遅くなると思うんです。だから、それと並行して、ここでもたたき台ぐらいまではつくっておいていただきたいと思うんです。よろしく願いいたします。あとこれ以上はしませんけれども、ぜひとも、村民の命に関わる問題ですから早急につくっていただいて、そういう輩を阻止するような毅然とした態度で、この自治体はそういう人から村民の命、生命、財産を守る気構えだけは持っていたいただきたいと思えます。
- 2番目に入りたいと思えます。
- 続きまして、ちゃぼランド西郷の今後の動向についてでございます。
- これは3月議会で同僚議員が質疑されたものを聞いていて、ちょっと首をかしげたところがあるので、それにも触れながらやっていきたいと思えます。
- (1) しかないんですけれども、やるかやらないのか、今後のスケジュールについてお伺いしますということなんですけれども、3月議会で同僚議員に、苦渋の判断であります、温泉健康センターの事業につきましては、断念せざるを得ないという考えに至った次第でございますと聞いて、私も、うーんと思いつながら聞いておりました。理由が、簡単に分けると、これからの運営費、ボイラーなど修繕とか改装費含めて2億円以上プラスアルファで、設備の更新費用まで続けるとプラスアルファのお金がかかると、それと、サウンディング調査の結果、利活用検討委員会からの報告でのことがあって、事業者が見つからないというのも一つの原因であるということでもあります。
- ちょっと遡ります。お話は其中で、まず債権者集会、これを12月22日に開いて、協定案について承認していただこうと思ったが、債権者から協定案に対する不服の申込みがあり、協定の件については延期されたと、同僚議員には答弁されましたが、その後について、3月の定例会本会議が終わった後に債権者団体が解散したという話をされたのですが、その辺、もう一回詳しく説明いただけないでしょうか。お願いいたします。
- 議長（真船正康君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。
- 西郷観光株式会社につきましては、令和2年11月10日に特別清算開始決定ということで協議がなされてきたところでございますけれども、協議、なかなかまとまらず、協定案も不服申立てにより成立しなかったというようなこともありまして、令和5年3月6日に破産手続への移行というようなことで、3月9日に村のほうには通知が来たところでございます。
- 議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 3月6日に破産手続というのはどういうことですか。もう一回、その辺ちょっと。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3月6日に破産手続への移行ということで、こちらは協定が成立する見込みがないということで、裁判所権限で破産手続に移行するというような決定がなされたところでございます。（不規則発言あり）破産手続ですね。特別清算から破産手続に移行したという形です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 破産手続に移行して、その後どうなるんですか。これで終わり。なぜその破産手続に移行したのかと、破産手続をした後にどのように処理というか、処置というか、どのようにその後は動くのだから、その辺をちょっと説明できますか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

今後ということで、今まで特別清算ということで、協定案の中で協議をできる部分があったんですけども、実際、破産手続に移行した段階ではもう協議すらできないという状況となりまして、裁判所の判断により現在の債権等の配分とかいろいろなものがあるんですけども、その辺は村のほうとしてはもう関与できなく、裁判所権限で決定がなされるというような形となったということでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） その後は村はそこにもう債権者と関わらなくてもいいという、だから、これは本当は西郷観光株式会社と債権者の話なんですよ。ただ、それが村が出て協定案というのを出していたんだと思うんですけども、違う。じゃ、ちょっと分からないんだ。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

債権に関わりましては、特別清算のほうで協定案ということで、債権者多数おりますので、その方々と個別に協定案を作成し、妥協案といいますか、この辺でどうだというように協議を進めてきたわけでございますけれども、（不規則発言あり）いや、特別清算人のほうでですね。債権者多数いるんですが、その方々と（不規則発言あり）ということでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 分かりました。村が関わっているのかと思ってびっくりしていただんですけども、特別清算人のほうで債権者のほうね。分かりました。すみません。それが、もう裁判所の権限で破産手続に入ったという。分かりました。

続きまして、この土地の取得について私が聞いていた、もう簡単に言いますと、白紙に戻ったみたいな状態で聞いていたんですけども、この中で村長が関東森林管理局に、4月に入ったならば出向いて、こういう経過をはっきりさせると、関東森林管



理局と交渉していきたいと思っっているということだったんですけれども、これ実行されたのか、なされたなら、どういう交渉をなさってきたのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議会でも報告しましたように、急遽、経過が思わしくなかったものですから、局長までお話に行こうということで段取りしまして、4月26日午後2時から局長と直接会いましてお話しさせていただきました。全部は言えないんですけれども、私のほうから、当初購入できるものとして議会の承認も得ている、ところがその後、前に進まないのではないかとということ、さらには村としても指導の下、やるべきことはやっている、スピード感が落ちている、早くしてほしいということで申し上げた次第であります。結果的には向こうは売る方向で今、鑑定をかけて、その鑑定結果を踏まえて用地買収の交渉をしていきたいというスケジュールになっております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） そこでは、金額の話までは至らなかったということで、そういうことですか。はい、分かりました。至らなかったんですね。金額までの話は鑑定にかけている状態だから至らなかったと。じゃ、一回答弁いただけますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 森林管理局のほうでも鑑定をかけて、その結果を基にして村と再交渉したいということでもありますので、私としては、できるだけ早くそうして欲しいということをお願いして帰ってきたところであります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ここです。やるかやらないかは断念したということなんですけれども、もともとちゃぼランドに関しては、村民の健康の増進という目的で三十数年継続してまいりました。大変ファンが西郷村村民にもいまして、私のところにも電話してきて、やらなくなっちゃったのという話で、何かがつかりされていた人が大分いたんですけれども、この継続、ちゃぼランドが今後、あのままでは復活しないと、そういうことなので、その方々に対して、今までそこでコミュニケーションを取って楽しく語らった、生きがいに感じていた特に高齢者の方は、俺らもう先がないんだよという話なんです。一日でも大事なんだから、じゃ、できないかと言ったら、どこか別な方法でそういう同じような施設を造っていただけるなり、既存のお風呂を安く入らせていただくとか、そういうことはできないのかいというお話がございましたが、その辺はどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 30年間、ちゃぼランド経営してきました。楽しみにしている、本当に多くの方がおります。そういった中で、先ほど議員が経過お話ししてくれましたとおり、苦渋の判断ということで、あそこは断念せざるを得ないということでもあります。その周知の方法については、もう少し総括も含めながら村民の方には周知して

いきたいと考えております。別なところという、それも選択をしながら考えていきたいと思えます。また、既存の風呂の安く入れるかどうか、今やっておりますけれども、今後ともそういったことで村民の方が安く入れるように、そういったことを検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今やっておりますけれどもというのは、3月の補正でちょっと何かついてますよね、お金が、プレミアム券。これやっておりますね。じゃ、その説明いただけますか。プレミアム券について。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問につきましては、プレミアム入浴チケットの件だと思いますけれども、昨年同様今年度につきましても当初予算に計上しております、甲子地区の温泉を利用した際には1,000円で1,500円分のチケットが購入できるという形で、村民にとっては若干安く入浴できるような事業を実施するところでございます。（不規則発言あり）1,500円のが1,000円です。1,500円分の入浴チケットを1,000円で購入できるという内容となっております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） あの健康増進のために1,200万円使っていましたよね。身障者、高齢者にただで入らせるという部分で1,200万円、これを利用してもうちょっと安くできないんですか。1,000円じゃなくて。今の甲子にある温泉施設は、日帰り温泉が1,500円なんですか。幾ら。（不規則発言あり）ですから、1,200万円の範囲内でもっと安くできるんじゃないですか。それは一般の人も含めてですよ。1,500円を1,000円のプレミアムチケットで買える。ただ、今までで、100円の入湯税で入れた高齢者の方、この方も一緒だということなんでしょう。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者の過去にやっていた入湯税の100円だけで入れる事業というのは、現在は実施はしておりません。プレミアム入浴チケットというのは、高齢者に限らず、全ての村民の方が安くチケット代を購入して、内容的には1,000円で1,500円分の利用ができるというようなチケットを実施しているものでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） それでは高齢者の方が怒ります。行政は継続も必要なんです。一回始まって、駄目になったからといって全部駄目というわけにいかないんですよ、やっぱり。その前まで利用できたのに、俺、今年から使える年になったのに何でやってくれないんだという話もありますから。だから、楽しみにしているんですから、そこはそれ、予算に毎年使っていた分ぐらいは高齢者の方にもうちょっと別な方法で恩恵を得るような方法はないのか、もう一回伺います。その検討をしようとしないうで

しょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） プレミアム券については一般ということでやっておりました。今、議員は、せっかくだから継続して高齢者に厚くというお話でありますので、継続したらどうかということでもありますので、さっそくそれは検討していきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、早急をお願いしたいと思えます。

それと、また別な人というか、先輩議員というか、真船議員がおっしゃったやつと同じやつなんですけれども、別なところにそういう施設を、あんなにお金をかけないで、簡単に近いところに造ってほしいという要望も片方に出ています。その検討はなさいますか。

というのは、皆様と一緒にいって、村長も一緒にいって、パークゴルフとかやりながら汗かいたところに温泉施設があつて、休憩所があると、これが理想的なんです。2キロ、3キロ散歩した後に、ちょっと汗かいたんで、そこで汗を流す施設があると、そういうほうがより便利だと思うんですけれども、別に甲子温泉の振興に関しては、あそこに一体型で造っていただいたほうがよかつたんだと思えますけれども、高齢者に特化したり、身障者に特化するんだつたら、もっと便利なところにそういう施設を、あれほど立派じゃなくてももうちょっとお金かけてできるんじゃないかと思うんですけれども、そういう検討は一緒になさっていただけるといふでしょうか。お願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

甲子については温泉施設としては断念ということで、議員の提案、近場に高齢者も含めた温泉施設ということ、私もいい考えでありますので、一緒にという、今、議員の話しされましたよね。議員の応援を得ながら、できれば進めていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、予定した一般質問は全て終了いたしましたので、6月14日につきましては議案調査日とし、休会いたします。また、6月16日は定刻から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時56分）

